

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）について公表します。

2026 年 7 月 6 日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県（以下「県」という。）は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI 法に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することを検討しています。

本実施方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する事業者の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 24 年 3 月閣議決定、その後の改正を含む。以下「基本方針」という。）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日民間資金等活用事業推進委員会より公表、その後の改正を含む。）、「愛知県 PFI 導入ガイドライン」（平成 15 年 6 月 30 日愛知県企画振興部長通知 15 企第 73 号、その後の改訂を含む。）等に基づき、本事業の実施方針として定め、ここに公表します。

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業
実施方針

【変更版：2026年8月】

2026年7月

愛 知 県

目次

1	特定事業の選定に関する事項	1
(1)	事業内容に関する事項	1
(2)	特定事業の選定方法に関する事項	9
2	事業者の募集及び選定に関する事項	10
(1)	事業者の募集及び選定方法	10
(2)	選定の手順及びスケジュール	10
(3)	応募手続き等	10
(4)	応募者等の構成及び参加・資格要件	12
(5)	提案の審査及び事業者の選定に関する事項	18
(6)	契約に関する基本的な考え方	19
(7)	提出書類の取扱い	20
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	21
(1)	リスク分担の考え方	21
(2)	要求する性能等	21
(3)	事業者の責任の履行の確保に関する事項	21
(4)	ガバナンスに関する事項	21
4	公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	24
(1)	立地条件に関する事項	24
(2)	対象施設の建設及び維持管理・運営に関する事項	26
(3)	関係法令に関する事項	26
5	特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	27
(1)	係争事由に係る基本的な考え方	27
(2)	管轄裁判所の指定	27
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	28
(1)	基本的な考え方	28
(2)	本事業の継続が困難となった場合の措置	28
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	29
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	29
(2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	29
(3)	その他の支援に関する事項	29
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	30
(1)	情報提供	30
(2)	県議会の議決	30
(3)	入札に伴う費用の負担	30
(4)	使用言語及び通貨	30
(5)	問合せ先	30

用語集

本実施方針では、以下のように用語を定義する。

- 【県】 本事業の発注者たる愛知県をいう。
- 【公共施設の管理者】 本事業を PFI 事業として事業者を実施させようとする地方公共団体の長をいう。
- 【事業者】 本事業の実施に際して、県と特定事業契約を締結し事業を実施する特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））をいう。
また、特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。
- 【応募者】 応募企業又は応募グループをいう。
- 【応募企業】 本事業の実施に足る資金及び経営マネジメント体制を備えた、本事業に応募する単独の企業をいう。
- 【応募グループ】 本事業の実施に足る資金及び経営マネジメント体制を備えた、本事業に応募する企業で、複数の企業で構成されるグループをいう。
- 【構成員】 応募グループを構成し、事業者に出資を行う企業をいう。
- 【協力会社】 応募グループを構成し、事業者に出資を行わない企業をいう。
- 【代表企業】 応募グループにより応募する場合に構成員の中で最大の出資を行う企業をいう。代表企業は、応募手続を行うこととする。
- 【入札参加者】 参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
- 【委員会】 落札者の決定に当たり県が設置する、学識経験者等で構成する愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業者選定委員会をいう。
- 【落札者】 委員会から最優秀提案者の選定を受けて、特定事業契約の締結を予定する者として県が決定した入札参加者をいう。
- 【計画地】 愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業計画上の計画地をいう（図表 2 参照）。
- 【入札説明書等】 入札公告の際に県が公表する書類一式をいう。具体的には入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集及び記載要領、基本協定書（案）、特定事業契約書（案）等をいう。
- 【事業提案書】 入札参加者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出した書類及び図書をいう。
- 【特許権等】 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。
- 【Web ページ】 愛知県県民文化局文化部文化芸術課 Web ページをいう。

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業

イ 事業に供される公共施設の種類

美術品等共同収蔵庫

ウ 公共施設の管理者

愛知県知事 大村 秀章

エ 事業目的

近年、全国的に美術館・博物館の収蔵スペース不足は深刻な問題となっており、愛知県においても例外ではなく、愛知県美術館、愛知県陶磁美術館及び愛知県立芸術大学（以下「県立3施設」という。）の既存の収蔵庫はいずれも収蔵能力の限界を迎えつつある。

美術作品・資料（以下「作品」という。）の「保存」は、美術館の重要な役割の一つであり、県立3施設は、県民の財産である作品を適切に守り、次代に継承するという共通の使命を担っているが、収蔵庫に作品を保存できなくなると、破損やカビの発生等の危険性が高まり、県民の貴重な財産を守ることが困難になる。また、表現方法が多様化する中で、現代美術では大型の作品が増加しているなど、今後、各本館では保存が困難な作品も想定され、多様な所蔵品に対して、適切な収蔵環境の確保と効果的な管理方法の構築が求められている。

そこで、県立3施設が引き続き作品の保存及び収集活動等を継続できるよう、県立3施設共通の課題に対するスケールメリットを活かした効率的な解決策として、新たに全国初となる複数施設の美術品等共同収蔵施設（以下「共同収蔵庫」という。）を整備する。

この新たな共同収蔵庫は、優れた収蔵環境を構築するだけでなく、作品の「保存」という美術館の基本的活動の一面を広く知っていただくための重要な役割を果たす施設として、「美術館や県民の財産を『まもる』」、「地域や住民に『ひらく』」、「各本館や周辺施設と『つながる』」の3つのコンセプトをもとに、愛知の文化芸術の魅力を一層高める「美術館のバックアップセンター」を目指すこととする。

共同収蔵庫の整備を通じて、引き続き県民の財産である作品を適切に守り、次代に継承するとともに、愛知の文化芸術の魅力を一層高めていく。

オ 事業概要

(ア) 事業方式

本事業の実施に当たっては、事業目的に基づき、将来の維持管理・運営を見据えた施設整備を目指すため、設計・建設と維持管理・運営を一体事業として、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用していく。

そこで、共同収蔵庫の施設整備については、PFI 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに共同収蔵庫の設計、建設を行った後、県に共同収蔵庫の所有権を移転し、維持管理及び運営等を行う方式(BT0 方式)により実施する。

(イ) 対象施設

本事業の対象施設は、以下の施設で構成される共同収蔵庫とする。

- ・ 収蔵庫
- ・ 外構
- ・ 駐車場及び駐輪場
- ・ 敷地内通路及び連絡通路

また、共同収蔵庫には、以下の機能を導入する。なお、作品の種類や特徴は県立3施設で異なるため、収蔵室及び前室は施設ごとに区画(ゾーニング)することとする。機能別の要求水準等の詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

- ・ 保存
：収蔵室、前室、荷捌場・作業場、トラックヤード、修復室、撮影室、処置室
- ・ 教育普及(作品の保存について学べる機会の提供)
：閲覧室(収蔵室及び修復室)、レクチャールーム
- ・ 管理
：事務室、警備員室、エントランスホール、風除室、EV、廊下、階段、WC、機械室、ガス消火ボンベ室

(ウ) 事業範囲

本事業は、以下に示す「a 特定事業」及び「b 任意事業」により構成される業務を対象とする。

「まもる」「ひらく」「つながる」の3つのコンセプトを実現するほか、共同収蔵庫のさらなる魅力向上を図るための積極的な提案を期待している。

a 特定事業

特定事業は以下の(a)から(e)までとする。

なお、(c)及び(d)のうち、県立3施設の作品の保存に係る学芸業務等は各施設の職員が行うものとし、それ以外の業務は、事業者が県及び県立3施設と協働して行うものとする。

また、共同収蔵庫の供用開始後、県立3施設が当面の間利用しない収蔵スペースが生じることから、当該スペースを有効活用することとする。ついで、共同収蔵庫の一部において実施する、県立美術館の収蔵環境を活用した収益事業(以下「営業倉庫」という。)を、付帯業務とする。

詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

- (a) 統括管理
 - ・ 事業全体の統括業務（ガバナンス業務を含む）
 - ・ 経営に関する業務
 - ・ 庶務業務
 - ・ 事業期間終了時の引継業務
- (b) 設計・建設
 - ・ 設計業務
 - ・ 建設業務
 - ・ 工事監理業務
 - ・ 什器・備品の調達・整備業務
- (c) 開館準備（県と協働して実施）
 - ・ 開館までの維持管理業務
 - ・ 作品移設業務
 - ・ 事前広報業務
- (d) 維持管理・運営（県と協働して実施）
 - i 維持管理業務
 - ・ 建築物保守管理業務
 - ・ 設備保守管理業務
 - ・ 備品保守管理業務
 - ・ 環境衛生管理業務
 - ・ 清掃業務
 - ・ 保安警備業務
 - ・ 修繕業務
 - ・ 植栽維持管理業務
 - ・ 外構管理業務
 - ・ 事業期間終了時の引継業務
 - ii 運營業務
 - （i）教育普及業務（作品の保存について学べる機会の提供）
 - ・ 企画・運營業務
 - ・ 広報業務
 - ・ 来館者対応業務
 - ・ 事業期間終了時の引継業務
 - （ii）作品運搬業務

(e) 付帯業務（営業倉庫）

事業者は、本事業に係る維持管理・運営期間にわたり、事業区域内において、関係法令を遵守するとともに、県との協議を踏まえた上で、独立採算による付帯業務を行う。

付帯業務に係る費用については、原則として事業者の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

b 任意事業

応募企業、構成員、協力会社又はこれらが出資する会社（事業者を含む）及びこれらの企業と連携する企業（以下「応募企業等」という。）は、本事業の特定事業の価値を高め、相乗効果が期待される事業について、本事業に係る維持管理・運営期間にわたり、事業区域内において、提案内容に基づき、関係法令を遵守するとともに、県との協議を踏まえた上で、必要に応じて独立採算による任意の事業を行うことができる。

なお、事業区域のうち既存校舎区域に所在する既存建築物等を使用することができる。

任意事業に係る費用については、原則として応募企業等の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

図表 1 本事業の概要

項目	統括管理				任意事業
	設計・建設	開館準備	維持管理・運営	付帯業務	
PFI 特定事業範囲	○				—
契約	特定事業契約				別途任意の事業協定書
事業主体	事業者				応募企業等
期間 (予定)	2027 年 7 月～ 2031 年 3 月	施設引渡日～ 開館日の前日	開館日～ 2051 年 3 月	施設引渡日～ 2051 年 3 月	開館日～ 2051 年 3 月
サービス 購入料	○	○	○	— (※ 1)	—
料金徴収	—	—	— (※ 2)	○	○
公有財産 貸付	—	—	—	○	○
共通目的	・ 県民の財産である作品を適切に守るため、温度や湿度を徹底管理できる高い施設性能など優れた機能を有する共同収蔵庫を整備するほか、事業の効率化及び県負担の軽減を図る。 ・ 単に既存の収蔵機能を補完するだけでなく、将来的な収蔵環境や収蔵需要の変化に柔軟に対応しながら、作品の「保存」という美術館の基本的活動の一面を広く知っていただくための重要な役割を果たす施設として、「美術館や県民の財産を『まもる』」、「地域や住民に『ひらく』」、「各本館や周辺施設と『つながる』」の 3 つのコンセプトをもとに、愛知の文化芸術の魅力を一層高める「美術館のバックアップセンター」を目指す。				
個別目的	・ 共同使用によるスケールメリットを活かした収蔵スペースの確保や優れた収蔵環境の構築	・ 施設の整備後速やかに維持管理・運営業務に移行できるように業務を実施	・ 所期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態を保ち、利用者の安全かつ快適な施設利用を担保 ・ 収蔵庫における保存の取組について学べる機会を提供	・ 県立 3 施設が利用しない収蔵スペースの有効活用	・ 本事業の特定事業の価値を高め、相乗効果を創出

項目	統括管理				任意事業
	設計・建設	開館準備	維持管理・運営	付帯業務	
業務内容	・設計業務 ・建設業務 ・工事監理業務	・開館準備業務	・維持管理業務 ・運営業務（教育普及業務、作品運搬業務）	・付帯業務（営業倉庫）	・任意事業の企画・実施
目標値 基準評価	要求水準書	要求水準書	要求水準書	要求水準書	(※3)

※1 当該業務実施に係る維持管理費及び運営費は自己負担となる。

※2 運営業務に関して、有料企画（実費相当）の提案を妨げないものとする。

※3 任意事業については、事業者の提案をもとに別途水準を設定する。

カ 事業期間

共同収蔵庫の設計・建設期間は2027年7月から2031年3月までの3年9か月、維持管理・運営期間（開館準備期間を含む）はその後2051年3月までの20年とする。なお、事業期間は、特定事業契約書に定める事由に該当することで延長することができるものとする。

キ 事業スケジュール

内容	年月日（予定）
基本協定の締結	2027年4月頃
特定事業契約の締結	2027年7月頃
施設の引渡し	2031年3月
開館日	2031年度中
事業期間	事業契約締結日 ～ 2051年3月
設計・建設期間（※）	事業契約締結日 ～ 2031年3月
開館準備期間（※）	施設引渡し日 ～ 開館日の前日
維持管理・運営期間	開館日 ～ 2051年3月

※ 開館準備期間に行う作品移設に当たっては、空気環境測定の上、作品保存等に適当な基準値内であることを確認することとする。なお、必要に応じて、躯体コンクリートから発生するアンモニアや、内装材から発生する有機酸等の有害ガスへの対策として、建設期間及び開館準備期間に十分な枯らしを行い、2031年度中に開館できるよう努めることとする。

ク 事業者の収入及び費用に関する事項

本事業に係る収入及び費用の考え方は以下のとおりである。

事業者は（ア）及び（イ）の算出根拠を示すものとする。詳細については、入札説明書等公表時に示す。

（ア） 特定事業

特定事業に係る費用のうち、特定事業契約に定められた範囲内の費用を県が負担し、それ以外の費用を事業者が負担することとする。

a サービス購入料について

県は、特定事業の業務の実施に係る費用を、サービス購入料として事業者に支払う。なお、サービス購入料全体の上限額は約165億円を想定している。

（a） 設計・建設費に係るサービス購入料

県は、本事業における設計・建設費相当額として、施設完成後、県に引き渡される際に、一括して事業者へ支払う。なお、事業者は、本施設の引渡し前に、設計・建設費のうち、出来形に相応する費用について、一部支払を請求することができるものとする。

(b) 開館準備費に係るサービス購入料

県は、本事業における開館準備費相当額として、毎四半期に、特定事業契約書に定める額について、特定事業契約書に定める手続に従い支払う。

(c) 統括管理費及び維持管理・運営費に係るサービス購入料

県は、本事業における統括管理費及び維持管理・運営費等相当額として、毎四半期に、特定事業契約書に定める額について、特定事業契約書に定める手続に従い支払う。

ただし、付帯業務の実施に係る費用については、原則として事業者の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

b 特定事業に係る収入について

運営業務(教育普及業務)の実施に当たっては、事業者が提案した場合、有料企画(実費相当)を実施することができる。

また、付帯業務(営業倉庫)の実施に当たっては、事業者は、付帯業務(営業倉庫)を行うため、対象施設の一部で寄託を受けた物品を保管することによる収入を得ることができる。

(イ) 任意事業

任意事業に係る費用については、原則として応募企業等の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

応募企業等は、任意事業により得られた収入を得ることができる。

(ウ) 大規模修繕及び県による追加投資

県は、事業期間中に大規模修繕(劣化した建築物及び設備等を所期の状態に回復させるための修繕をいう。)を実施しない想定だが、事業者が提案時に作成した中長期修繕計画を参考に、対象施設について、県が使用状況等を踏まえ妥当であると判断した場合に、事業者との協議の上で大規模修繕を実施することがある。

日常のメンテナンスは事業者負担とし、大規模修繕に係るような更新等、及び日常のメンテナンスを超えるような事項は県と協議の上で実施する。なお、対象となる建築物及び設備の更新は、事業者が適切に日常のメンテナンスを行っていることを前提に県が認めたものについて、大規模修繕に区分することとする。

また、県は、事業目的に照らし、社会情勢の変化を踏まえ、共同収蔵庫の進化及び持続的発展の観点から必要と認めた場合には、事業者との協議の上で県による追加投資を行うことがある。

ケ 物価変動への対応

物価変動があった場合における取扱いに係る詳細は、内閣府「物価変動への対応について」(令和8年2月24日PFI推進委員会第16回事業推進部会)をはじめと

する PPP/PFI に関する各種会議での検討状況や、物価変動に対応するための各種ガイドライン等の改正を踏まえ、入札説明書等公表時に示す。

コ 事業に必要な法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり、PFI 法及び基本方針のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守することとする。

(2) 特定事業の選定方法に関する事項

ア 特定事業の選定に当たっての考え方

県は、PFI 法等を踏まえ、県自らが実施する場合と比較して、民間が実施することにより、効果的かつ効率的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業の特定事業を PFI 法に基づく特定事業として選定する。

イ 特定事業の選定手順

特定事業の選定は次の手順により客観的評価を行う。

(ア) 公共負担の定量的評価

本事業を県自らが実施する場合の財政負担額と PFI で実施する場合の財政負担額を現在価値に換算し、比較することにより評価する。

(イ) 定性的評価

本事業を PFI で実施する場合で、本施設の設計・建設及び維持管理・運営の水準の向上等、一連の業務を事業者に委ねることにより期待される効果を、定性的な観点から評価する。

(ウ) 総合評価

上記の定量的評価、定性的評価並びに実施方針に関する質問及び意見等を総合的に勘案し、本事業を PFI で実施することの適否を評価する。

ウ 特定事業の選定結果の公表

PFI 法に基づく特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、2026 年 8 月（予定）に Web ページにおいて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては、同様に公表する。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定方法

事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に基づく総合評価一般競争入札方式を採用する。

なお、本事業は1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは以下のとおりである。

詳細については、入札説明書等公表時において示す。

年月（予定）	内 容
2026年8月	入札公告、入札説明書等の公表、質問の受付
2026年8～9月	入札説明書等に関する説明会、現地説明会
2026年9～10月	入札説明書等に関する質問回答の公表
2026年9月	参加表明書の受付、参加資格の確認
2026年10月	資格審査結果の通知
2026年11～12月	入札説明書等に関する個別対話（複数回を予定）
2027年1月	個別対話に関する回答の公表
2027年2月	事業提案書の締切
2027年3月	落札者の決定及び公表
2027年4月	基本協定の締結
2027年5月	事業者との特定事業仮契約の締結
2027年7月	事業者との特定事業契約の締結

(3) 応募手続き等

ア 実施方針に関する質問及び意見等の受付、回答公表

(ア) 提出期間

2026年7月6日（月）から2026年7月17日（金）午後4時まで（必着）

(イ) 提出方法

【様式1】に必要事項を記載の上、電子メールにより提出すること。

電子メールの件名欄に「【愛知県共同収蔵庫 PFI】質問・意見書」と記入し、電子メール送信後に必ず確認の電話をすること。

(ウ) 提出先

愛知県 県民文化局 文化部 文化芸術課 収蔵庫整備グループ

電話（ダイヤルイン） 0 5 2－9 5 4－6 7 0 3

メールアドレス kyoudousyuuzouko@pref.aichi.lg.jp

(エ) 実施方針に関する質問回答の公表

質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、2026年8月4日（火）に Web ページにおいて回答する予定であり、個別の回答は行わないものとする（ただし、質問者名は公表しない。）。また、提出のあった質問のうち、県が必要であると判断した場合には、直接ヒアリングを行うことがある。

イ 守秘義務資料の配付

「別紙 2 計画地における留意事項」については、資料の性質上、守秘義務を課すこととし、希望者に対し、誓約書の提出を条件として配付する。

(ア) 受付期間

2026年7月6日（月）から2026年7月31日（金）午後4時まで（必着）

(イ) 配付申込方法

【様式 2-1】及び【様式 2-2】に必要事項を記載の上、電子メールにより提出すること。

電子メールの件名欄に「【愛知県共同収蔵庫 PFI】守秘義務資料」と記入し、電子メール送信後に必ず確認の電話をすること。

配付方法については、提出時において通知する。

(ウ) 提出先

愛知県 県民文化局 文化部 文化芸術課 収蔵庫整備グループ

電話（ダイヤルイン） 0 5 2－9 5 4－6 7 0 3

メールアドレス kyoudousyuuzouko@pref.aichi.lg.jp

ウ 実施方針の変更

実施方針の公表後、県に提出された質問及び意見等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、Web ページにより速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示す。

エ 特定事業の選定の公表

県は、実施方針に対する質問及び意見等を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施すべきか否かを評価し、PFI 事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

オ 入札公告、入札説明書等の公表

県は、特定事業の選定を行った場合、入札公告を行い、入札説明書等を公表する。

カ 入札説明書等に関する説明会

本事業に対する応募者の参入促進のため、入札説明書等に関する説明会を開催する。なお、入札説明書等に関する説明会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等公表時において示す。

キ 現地説明会

本事業に対する応募者の参入促進のため、現地説明会を開催する。なお、現地説明会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等公表時において示す。

ク 入札説明書等に関する質問の受付・回答公表

入札説明書等に関する質問を、愛知県県民文化局文化部文化芸術課において受け付ける。

入札説明書等の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する予定である。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等公表時において示す。

ケ 参加表明書の受付、参加資格の確認、資格審査結果の通知

本事業の応募者に、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。

また、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等公表時において示す。なお、資格審査を通過しなかった応募者は、県に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

コ 入札説明書等に関する個別対話

県と応募者の意思疎通を十分に確保し、応募者による入札説明書等の解釈を明確化する等を目的として、入札参加者を対象に、個別対話を実施することを予定している。なお、詳細については、入札説明書等公表時において示す。

サ 事業提案書の受付

入札参加者に対し、入札説明書等に基づき、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求める。

なお、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等公表時において示す。

シ 入札の取り止め等

県が公正に入札を執行できないと認める場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県は、入札の執行を延期又は取り止めることがある。

(4) 応募者等の構成及び参加・資格要件

ア 応募者等の構成

応募者は、本事業の実施に足る資金及び経営体制を備えた単独の応募企業又は応

募グループとする。なお、応募企業又は応募グループの代表企業は、適切な経営体制及びガバナンス体制（特に事業者の内部統制）を構築するものとする。

応募グループを構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定められる株式会社として設立する事業者に出資を行うこととする。応募グループにより応募する場合は、構成員の中から代表企業を定め、必ず代表企業が応募手続きを行うものとする。

応募企業、又は応募グループの構成員及び協力会社（以下「応募者等」という。）の複数応募に関する考え方は「2（4）オ 複数応募の禁止」において示す。

なお、応募者は、原則として、参加表明書において、応募企業、又は応募グループの全ての構成員及び協力会社の企業名（応募グループにあっては、代表企業名を含む。）及び携わる業務を明記することとする。特に、以下の業務については、応募企業、又は応募グループの構成員及び協力会社が携わる業務に必ず含めた上で、資格審査を受けることとする。

〔応募企業、又は応募グループの構成員及び協力会社が必ず携わる業務〕

- ・統括マネジメント業務
- ・設計業務、工事監理業務
- ・建設業務
- ・維持管理業務
- ・運営業務のうち、教育普及業務

上記以外の業務において、携わる企業が確定していない場合は、事業提案書提出時に関心表明書を提出するなどした上で、落札者決定後、可及的速やかに携わる企業を確定させるよう努めるものとする。

その他調達の詳細については、入札説明書等公表時において示す。

イ 応募者等の参加要件

応募者等は、いずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の（ア）から（ク）までの全ての要件を満たしていることを要する。なお、外国法人の場合、以下のうち（オ）について、その適用法令において同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要である。

- （ア） 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （イ） 愛知県建設工事等指名停止取扱要領又は愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- （ウ） PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であること。
- （エ） 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- （オ） 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条

の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査を申請し、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかったものとする。

- (カ) 本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人又はその子会社及びこれらの者と資本関係又は人的関係において関連がある者でないこと。

- ・PwC アドバイザリー合同会社
- ・PwC 弁護士法人
- ・株式会社俊設計

- (キ) 下記「2（5）ア」の委員会の委員が属する組織・企業又はその組織・企業と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者（※）でないこと。

（※）「資本面若しくは人事面において密接な関連がある者」とは、次の

a、bのいずれかに該当するものとする。

- a 当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者（100分の50を超える株式保有者又は出資者が存在しない場合は他の株主又は出資者より特に抜きん出て株式を有し又は出資している者を含む。）

- b 当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

- (ク) 入札参加を希望する者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではない。

- a 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ・親会社と子会社の関係にある場合
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

- b 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

- c その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記 a 又は b と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

ウ 応募者等の資格要件

応募者等のうち本施設の統括管理、設計・工事監理、建設、維持管理、運営及び

付帯業務（営業倉庫）の各業務に当たる者（事業者たる特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ以下の該当する要件を満たすこととする。

（ア） 統括管理業務に当たる企業の要件

以下の要件を全て満たすこととする。

- a 参加表明書受付時において、令和 8 年度及び令和 9 年度の物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（以下「物品等名簿」という。）に登録されていることとする。ただし、当該名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うものとし、入札参加資格審査の受付により登録されたものとみなす。
- b PFI 事業における統括管理に係る契約実績又は PFI 事業における代表企業としての契約実績を有していることとする。

（イ） 設計・工事監理業務に当たる企業の要件

以下の要件を全て満たすこととする。なお、設計業務は、事業提案書提出時に図面等を作成した企業が行うこととする。

- a 参加表明書受付時において、令和 8 年度及び令和 9 年度の愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格者名簿（以下「建設局等名簿」という。）に登録されていることとする。ただし、当該名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うものとし、入札参加資格審査の受付により登録されたものとみなす。
- b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていることとし、一級建築士の資格を有している者を配置することとする。
- c 元請けとして、2006（平成 18）年度以降、延べ面積 2,000 m²以上の(a)及び(b)の全ての要件を満たす施設の設計業務の契約及び履行実績を有していることとする。

なお、増築設計の実績については、延べ面積 2,000 m²以上の(a)及び(b)の全ての要件を満たす施設の、収蔵庫を含む増築設計であること。

また、改修設計の実績については、延べ面積 2,000 m²以上の(a)及び(b)の全ての要件を満たす施設の、収蔵庫を含む改修設計であること。なお、改修設計は、躯体を残して内装・設備等を全面的に更新する改修（スケルトン改修）設計であること。

複数の者が業務を行う場合は、少なくとも 1 者が当該要件を満たしていることとする。

- (a) 国立、又は博物館法第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 11 条若しくは第 31 条各号に定める公立及び私立の登録博物館若しくは指定施設

- (b) 文部科学省社会教育調査における区分が美術博物館である施設、又は美術博物館以外の区分であつて、芸術資料（上記「1（1）エ」において定める「作品」等）を収集・保管等している施設

(ウ) 建設業務に当たる企業の要件

以下の要件を全て満たすこととする。

- a 参加表明書受付時において、令和8年度及び令和9年度の建設局等名簿に登録されていることとする。ただし、当該名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うものとし、入札参加資格審査の受付により登録されたものとみなす。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていることとする。なお、応募グループにより応募する場合は、工事を担当する構成員又は事業者から直接業務を受託又は請負う企業のいずれかが当該許可を受けていることとする。
- c 愛知県建設局・都市・交通局・建築局における入札参加資格において、認定された経営事項評価点数が、上記bの建築工事業については1,200点以上、電気工事業については880点以上、管工事業については880点以上であることとする。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、少なくとも1者が分担する業務について、当該要件を満たしていることとする。
- d 元請けとして、2006（平成18）年度以降、延べ面積2,000㎡以上の上記「2（4）ウ（イ）c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の建設業務の契約及び履行実績を有していることとする。
- なお、増築工事の実績については、延べ面積2,000㎡以上の上記「2（4）ウ（イ）c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の、収蔵庫を含む増築工事であること。
- また、改修工事の実績については、延べ面積2,000㎡以上の上記「2（4）ウ（イ）c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の、収蔵庫を含む改修工事であること。なお、改修工事は、躯体を残して内装・設備等を全面的に更新する改修（スケルトン改修）工事であること。
- 複数の者が業務を行う場合は、少なくとも1者が当該要件を満たしていることとする。

(エ) 維持管理業務に当たる企業の要件

以下の要件を全て満たすこととする。なお、複数の者で実施する場合は、

- a の要件は全ての者が該当し、b の要件は1人以上が該当することとする。
- a 参加表明書受付時において、令和8年度及び令和9年度の商品等名簿に登録されていることとする。ただし、当該名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うものとし、入

札参加資格審査の受付により登録されたものとみなす。

- b 元請けとして、2006（平成 18）年度以降、延べ面積 2,000 m²以上の上記「2（4）ウ（イ）c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の維持管理（上記「1（1）オ（ウ）a（d）i」の維持管理業務に掲げる業務のいずれかに限る。）業務について、指定管理、業務委託等の形態による単独企業若しくはコンソーシアムの構成員、又は当該単独企業若しくはコンソーシアムから委託を受ける企業としての契約実績を有していることとする。

（オ） 運營業務に当たる企業の要件

以下の要件を全て満たすこととする。なお、複数の者で実施する場合は、

a の要件は全ての者で該当し、b の要件は 1 者以上が該当することとする。

- a 参加表明書受付時において、令和 8 年度及び令和 9 年度の物品等名簿に登録されていることとする。ただし、当該名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うものとし、入札参加資格審査の受付により登録されたものとみなす。
- b 2006（平成 18）年度以降、上記「2（4）ウ（イ）c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の運営（上記「1（1）オ（ウ）a（d）ii」の運營業務のうち、（i）教育普及業務に掲げる業務のいずれかに限る。）業務について、自ら実施し、又は指定管理、業務委託等の形態による単独企業若しくはコンソーシアムの構成員、又は当該単独企業若しくはコンソーシアムから委託を受ける企業としての契約実績を有していることとする。

（カ） 付帯業務（営業倉庫）に当たる企業の要件

以下の要件を満たすこととする。なお、複数の者で実施する場合は、全ての者で該当することとする。

- a 参加表明書受付時において、令和 8 年度及び令和 9 年度の物品等名簿に登録されていることとする。ただし、当該名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うものとし、入札参加資格審査の受付により登録されたものとみなす。

エ 応募者の構成員等の変更

応募者等が、資格審査通過時点から、落札者決定前までに上記「2（4）イ及びウ」を欠く事態が生じた場合は失格とすることがある。

参加表明書により参加の意思を表明した応募者等の変更は原則として認めないが、県が認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することができるものとする。

オ 複数応募の禁止

応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社は、他の応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社になることはできないものとする。また、各業務を担当

する企業及び同企業と資本面若しくは人事面において密接な関連のある者についても同様とする。

なお、県が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者等が、事業者の業務を受託することを妨げない。

(5) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された事業提案書の審査を行う。委員会の意見を受けて県が定める落札者決定基準については、入札説明書等公表時において示す。また、県は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、県又は委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行う。

イ 委員会の構成

県が設置する委員会の詳細については、入札説明書等公表時において示す。

ウ 審査手順

提案の審査は、資格審査と提案審査の2段階で実施する。

(ア) 資格審査

参加表明書とあわせて応募者から提出された資格審査書類をもとに、県は、入札説明書等で示した参加要件、資格要件についての確認審査を行う。このとき、県は、委員会の委員から意見を聴くことができるものとする。県は、資格審査通過者に対して入札書類の提出を求め、提出された入札書類の受付を行う。

(イ) 提案審査

a 基礎審査

県において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認する。

まず県は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。入札参加者で、予定価格の範囲内にあることが確認された者は、基礎的事項の確認の対象とし、予定価格の範囲外にあることが確認された者は失格とする。

次いで県は、事業提案書に記載された内容が、本事業の基本的事項及び要求水準を充足していることの確認を行う。

b 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、委員会は、総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定する。なお、審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等公表時において示す。

エ 落札者の決定・公表

県は、落札者を決定した場合は、その結果を入札参加者に通知するとともに Web ページにおいて公表する。

なお、落札者が落札者決定時から特定事業契約締結時までに、上記「２（４）イ及びウ」を欠く事態が生じた場合は、特定事業契約を締結しないことがある。ただし、代表企業以外の構成員が上記の事由に該当した場合に限り、県と協議の上、当該構成員の変更を認めることがある。

オ 事業者の選定

県と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続を行い、特定事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により特定事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行い、契約を締結することがある。

カ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び選定において、応募者あるいは入札参加者がいない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと県が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

(6) 契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の締結

県と落札者は、特定事業契約の締結に先立ち、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項並びに次に示す準備行為を規定した基本協定を締結する。

準備行為とは、落札者自らの費用及び責任において行う、本事業の実施に関して必要な準備（設計に関する打合せを含む。）を指す。

なお、特定事業契約が効力を生じるに至らなかった理由が落札者の責めに帰すべき事由によるものでないと認められるとき、県は、準備行為に要した費用について、合理的な範囲でこれを負担するものとする。

イ 特別目的会社の設立等

落札者は、会社法に定める株式会社として、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社を、特定事業契約の仮契約締結前までに、愛知県内に設立するものとする。なお、設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできない。

応募企業又は応募グループの全ての構成員は、当該会社に対して出資するものとし、出資者は構成員のみとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

なお、全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

ウ 特定事業契約の締結

県と特別目的会社は、特定事業の実施に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約を締結する。

(7) 提出書類の取扱い

ア 著作権

県が示した図書の著作権は、県に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属し、原則として公表しない（愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）に基づく開示を要する場合を除く。）。

なお、県は、本事業においての公表時及びその他県が必要と認める場合には、入札参加者の承認を得て、事業提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として、入札参加者が負担するものとする。

ウ その他

著作権、特許権等に係るトラブルについては、入札参加者において処理するものとし、県は一切の責を負わない。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、対象施設の統括管理、設計、建設、維持管理及び運営上の責任は、原則として事業者が負うものとする。

ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

特定事業及び任意事業に係る予想されるリスク並びに県及び事業者の責任分担は、原則として「別紙1 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、入札説明書等公表時において示す。

(2) 要求する性能等

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように、施設の統括管理、設計、建設、維持管理及び運営を行うものとする。

なお、実施方針に関する質問及び意見等を踏まえ、本事業において実施する業務の詳細な要求水準等については、入札説明書等公表時において示す。

(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

事業者は、特定事業契約書に従って責任を履行することとする。

なお、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を行うものとし、詳細については、入札説明書等公表時において示す。

(4) ガバナンスに関する事項

ア 目的と枠組

(ア) ガバナンスの目的

本事業の全段階の各業務が、それぞれの事業期間を通じて、円滑に遂行されるとともに、それらによる事業成果の創出を確実なものとするために、県及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組を構築する。

(イ) 基本的な考え方

本事業のガバナンスにおいては、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を基礎に、また、県及び事業者のセルフモニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、①県及び事業者の間で重層的に構成する会議体（以下「会議体」という。）を通じた実績評価と改善協議による統制（内部統制）、及び②外部有識者等により構成する「第三者機関」を通じた評価・アドバイス・勧告等による統制（外部統制）により、ガバナンス機能を確保する。

① 会議体の設置

各業務において、本事業の官民の公式なコミュニケーションの枠組として、県及び事業者の間での会議体を設置する。この会議体は、事業期間を通じて、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を基礎とした、円滑な事業遂行を実現するためのコミュニケーションの枠組として機能するものとする。したがって、県は事業者の単なるモニタリングを超えた率直かつ真摯な協議の場となる運営を求めるものとする。

会議体の詳細については、入札説明書等公表時において示す。

② 第三者機関の設置

複数の有識者により構成する第三者機関を設置し、客観的な立場から本事業並びに県が実施するモニタリングに対する評価、アドバイス及び勧告を行うことを想定している。

第三者機関に関する詳細については、入札説明書等公表時において示す。

イ 設計・建設におけるガバナンス

県は、設計・建設が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合するものであるか確認を行う。設計・建設が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合しないと認める場合は、県は、事業者に必要な改善を求め、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。

県及び事業者は、両者の参加による定期的な会議体を設け、円滑な業務遂行に向けた課題等について協議を行い、両者が必要な対応策を講じることとする。詳細については、入札説明書等公表時において示す。

ウ 維持管理・運営等に関するガバナンス

(ア) 維持管理・運営業務等におけるモニタリング及び実績評価

a 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、要求水準書に定める基準に基づきセルフモニタリングを実施し、その結果を適切に保管・管理するとともに、その方法及び結果について、設置する会議体を通じて、県に対して、定期的に、また、県の求めに応じて随時報告を行うものとする。なお、報告を求める部分等の詳細については、入札説明書等公表時において示す。

b 県による実績評価

県は、事業者が特定事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために、業務の実績評価を行い、運営等の成果が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合しないと認める場合には、設置する会議体を通じて業務内容に対する改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。

県は、事業者の財務状況を把握し本事業の継続性・安定性を確認するため

に、事業者が毎年度行う、公認会計士等による監査を経た財務情報の開示・確認等によるモニタリングを行うものとし、確認等の結果、本事業の継続性・安定性の確保のために必要があると認める場合には、財務状況等についての改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。

また、特定事業契約書に基づく県の責務については、県がその実施状況についてモニタリングするとともに、設置する会議体を通じて事業者に報告する。その際、状況や必要に応じて改善協議を行うことができるものとする。

(イ) 第三者機関の活用

第三者機関は、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を前提に、事業期間を通じた円滑な業務遂行とそれらによる事業効果の創出を確実なものとするために、外部統制として機能する。

第三者機関は、県及び事業者が設置する会議体からの報告を踏まえた活動、客観的な立場からの主体的な活動、事業者若しくは県からの個別協議(相談)を踏まえた活動など、ガバナンスの確保のために、状況に応じて柔軟に活動することを想定している。

4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件に関する事項

計画地（愛知県常滑市奥栄町）は、常滑インターチェンジから約2kmと交通アクセスがよく、県立3施設の各本館からは30～40km（愛知県美術館から約33km、愛知県陶磁美術館から約41km、愛知県立芸術大学から約38km）、また、標高約20mの場所に位置する。

事業区域は約18,800㎡で、共同収蔵庫を整備する上で十分な面積を有している。

図表2 計画地と県立3施設との位置関係



図表 3 敷地の地図及び概要



出典(写真):国土地理院

【注】事業区域：赤枠内、 既存校舎区域：緑枠内（建物含む）、 整地範囲：黄枠内

所在地	常滑市奥栄町 1－1 6 8 他（元愛知県立常滑高校敷地）
管理者/土地所有者	愛知県
事業区域面積/標高	18,800 m ² （※1） / 約 20m
区域区分/用途地域	市街化区域 / 準工業地域（予定）（※2）
地区計画	建築物等の用途の制限（予定）（※3）
建蔽率/容積率	60% / 200%
防火地域・準防火地域の指定	建築基準法第 22 条区域
接道条件 （道路台帳より）	（南側）市道 2404 号線・幅員 2.2m （西側）市道 2524 号線・幅員 11.0m （北側）市道 2404 号線・幅員 3.0～4.0m
土砂災害	「別紙 2 計画地における留意事項（守秘義務資料）」のとおり（一部に警戒区域（イエローゾーン）等あり）
地歴調査等	「別紙 2 計画地における留意事項（守秘義務資料）」のとおり（一部に汚染のおそれ及び区域指定あり）
埋蔵文化財	包蔵該当なし

※1 事業者は、事業区域内における業務のほか、野球場 16,400 m²の整地を建設工事着手前までに完了することとする。詳細については、入札説明書等公表時において示す。

※2 2027 年 1 月に、常滑市が第一種住居地域から準工業地域に用途地域変更を行う予定。なお、野球場は第一種住居地域である（用途地域変更は行われない予定）。

※3 2027 年 1 月に、常滑市が地区計画により、地区への立地が不適当と考えられる建築物等の用途を制限する予定。詳細については「別紙2 計画地における留意事項(守秘義務資料)」において示す。

(2) 対象施設の建設及び維持管理・運営に関する事項

本事業の対象施設等の詳細については、入札説明書等公表時において示す。

(3) 関係法令に関する事項

本事業の対象施設を建設するに当たり、必要な許可手続き等については、事業者が自らの責任と負担で行うことを想定しており、詳細については、入札説明書等公表時において示す。

5 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、県及び事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

(2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

県は、事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに特定事業契約書の規定に従い次の措置をとることとする。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが特定事業契約書に定める県の要求水準を下回る場合、その他特定事業契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合、県は、事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることとする。

事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県は、特定事業契約を解除することができる。県が特定事業契約を解除した場合、事業者は、県に生じた合理的損害を賠償するものとする。

イ 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、特定事業契約書の定めに従い、特定事業契約を解除することができる。
この場合、県は、事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

ウ その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

県及び事業者は、特定事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、特定事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じる。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はないが、法令の改正等により、法制上及び税制上の優遇措置が適用される場合には、特定事業契約書の定めに従い、県及び事業者で協議を行う。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者は、県が国庫補助金等の申請業務等を行う場合は、これに協力し、検査業務についても協力することとする。

(3) その他の支援に関する事項

県は、事業者が事業実施に必要な許認可等に関し、可能な範囲で必要な協力を事業者に対して行うこととする。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、Web ページを通じて適宜行う。

(2) 県議会の議決

県は、特定事業契約に関する議案を基本協定締結後の直近に行われる県議会に提出する予定である。

(3) 入札に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、いかなる場合であっても、全て応募者の負担とする。

(4) 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

(5) 問合せ先

愛知県県民文化局文化部文化芸術課収蔵庫整備グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話（ダイヤルイン） 052-954-6703

メールアドレス kyoudousyuuzouko@pref.aichi.lg.jp

別紙 1 リスク分担表

段階	リスク項目		リスクの内容		負担者	
					県	事業者
共通	入札説明書リスク		1	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○	
	応募リスク		2	応募費用の負担に関するもの		○
	契約 リスク	契約締結 リスク	3	事業者の事由による契約締結の延期、不調等に関するもの		○
			4	県の事由による契約締結の延期、不調等に関するもの	○	
			5	不可抗力など、上記以外の理由により契約締結が遅延、中止となる場合	○	○
		議会議決 リスク	6	事業者の事由による議会の不承認に関するもの		○
			7	県の事由による議会の不承認に関するもの	○	
	社会 リスク	周辺住民 等への 対応	8	本施設の設置に対する周辺住民等の要望による計画遅延、条件変更、事業停止、費用の増大等への対応に関するもの	○	
			9	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等への対応に関するもの		○
		第三者 賠償	10	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等		○
			11	県の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任	○	
		環境保全	12	事業者が実施する業務（既存建物の解体撤去を除く）に起因する、騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するもの		○
			13	既存建物の解体撤去時における、与条件として明示していない有害物質の発見・対応・排出・漏洩によるもの	○	
			14	上記以外の、既存建物の解体撤去時における有害物質の発見・対応・排出・漏洩によるもの		○
			15	任意事業により既存建物を利活用する場合の、有害物質の発見・対応・排出・漏洩によるもの		○

段階	リスク項目		リスクの内容		負担者	
					県	事業者
共通	制度 関連 リスク	政策	16	政策方針の変更による事業の中止、費用の増大に関するもの	○	
		法制度	17	本施設の整備等に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	
			18	付帯事業の実施に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの		○
			19	任意事業の実施に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの		○
			20	本事業のみならず、広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの	○	○
		税制度	21	本施設の整備等に影響を及ぼす税制の新設・変更又は消費税の変更にに関するもの	○	
			22	任意事業の実施に影響を及ぼす税制の新設・変更又は消費税の変更にに関するもの		○
			23	法人の利益に係る税制度の変更にによるもの（法人税率等）		○
		許認可 取得	24	県が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
			25	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	マーケット リスク	資金調達	26	県による一般財源等の必要な資金の確保に関するもの	○	
			27	その他、事業者による必要な資金の確保に関するもの		○
	不可抗力リスク		28	天災等大規模な災害及び暴動等予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断若しくは契約解除等の原因と成りうるもの。ただし、事業者負担は保険の範囲内に限る	○	○
	債務不履行リスク	29	事業者の事業放棄、事業破綻によるもの、事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等		○	
		30	県の債務不履行、支払遅延、当該事業が不要になった場合等	○		

段階	リスク項目	リスクの内容		負担者	
				県	事業者
共通	知的財産権（著作権及び特許権等）侵害リスク	31	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した著作物等が第三者の知的財産者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償（ただし、当該侵害が、県の特に指定する条件等を遵守したことに起因する場合であって、事業者が合理的に必要十分な調査を行った場合その他事業者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）		○
設計	設計リスク	32	県の提示条件、指示の不備、県の要求に基づいた設計変更に関するもの	○	
		33	事業者の提案内容、指示、判断の不備による設計変更に関するもの		○
	測量、調査リスク	34	県が実施した測量、調査に関するもの	○	
		35	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	建設着工遅延リスク	36	県の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		37	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
建設	用地リスク	38	土壌汚染、地下埋設物に関するもの（事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲を超えるもの）	○	
		39	土壌汚染、地下埋設物に関するもの（事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲）		○
	解体撤去リスク	40	与条件として明示していない解体撤去に関して生じた損害に関するもの	○	
		41	上記以外の、解体撤去に関するもの		○
	工事費増加リスク	42	県の提示条件の不備及び指示による本施設の工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの	○	
		43	事業者の事由による本施設の工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの		○
		44	任意事業の工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの		○

段階	リスク項目	リスクの内容		負担者	
				県	事業者
建設	工事遅延リスク	45	県の指示等、県の事由による工事の遅延に関するもの	○	
		46	事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○
	物価変動リスク	47	建設期間中の物価変動に伴う本施設の工事費の増減によるもの	○	○
		48	建設期間中の物価変動に伴う任意事業の工事費の増減によるもの		○
	工事監理リスク	49	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生した場合		○
	一般的損害リスク	50	工事目的物・材料等に関して生じた損傷に関するもの		○
	工法リスク	51	予見不可能な技術工法等の欠陥が生じた場合		○
維持管理・運営・付帯	計画変更リスク	52	県の指示等、県の事由による事業内容、用途の変更に関するもの	○	
		53	その他の事由による事業内容、用途の変更に関するもの		○
	事業リスク	54	施設の需要変動による事業収支の変動に関するもの		○
		55	任意事業の需要変動による事業収支の変動に関するもの		○
	利用者対応リスク	56	施設内における事故等の発生等運営における利用者からの苦情、利用者間のトラブル等、利用者対応に関するもの		○
	維持管理・運営費用リスク	57	県の指示等、県の事由による本施設の運営・維持管理費用の増大に関するもの	○	
		58	事業者の事由による維持管理費用の増大に関するもの		○
	施設・設備・施設備品等損傷リスク	59	施設設計・施工に起因するもの		○
		60	施設・設備の老朽化、劣化に対して適切な維持管理を行わなかったことに起因するもの		○
		61	維持管理業務の不備に起因するもの		○
		62	第三者の行為に起因するもの	○	○
	修繕リスク	63	県が実施する本施設の修繕に関するもの	○	
		64	その他の事由による修繕費の増減に関するもの		○

段階	リスク項目	リスクの内容		負担者	
				県	事業者
維持 管理 ・ 運営 ・ 付帯	臨機の措置	65	災害防止等のための臨機の措置に要した費用（不可抗力に起因する場合を除く）（事業者が負担することが明らかに適当でないと認められる部分については県が、その他については事業者が負担する）	○	○
	所蔵品・寄託品 管理リスク	66	地震等天災による場合	○	
		67	県の責によって盗難・毀損した場合	○	
		68	事業者の責によって盗難・毀損した場合		○
	預託品等管理 リスク	69	営業倉庫（付帯事業）において、事業者が管理している第三者からの預託品等が毀損又は盗難された場合で、県の責に帰すべき事由がある場合	○	
		70	営業倉庫（付帯事業）において、事業者が管理している第三者からの預託品等が毀損又は盗難された場合で、県の責に帰すべき事由がない場合		○
	性能リスク	71	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（業務要求水準書に記載された以外の事業者の任意事業の不振・事業計画不履行も含む）		○
	情報漏洩リスク	72	県の責に帰すべき個人情報や守秘義務情報の外部流出に関するもの	○	
		73	事業者の責めによる個人情報や守秘義務情報の外部流出に関するもの		○
	技術革新リスク	74	想定しない技術革新による伴う施設・設備の陳腐化のうち、県の指示により発生する増加費用	○	
		75	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用		○
	物価変動リスク	76	運営・維持管理期間中の物価変動に伴う事業者の経費増減によるもの	○	○

段階	リスク項目	リスクの内容		負担者	
				県	事業者
事業 終了	事業の中途終了 リスク	77	事業継続の必要性がないと県が判断する場合	○	
		78	県の債務不履行に起因する事業者との契約解除	○	
		79	事業者の債務不履行に起因する事業者との契約解除		○
		80	不可抗力に起因する契約解除（県及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。）	○	○
		81	法令変更に起因する契約解除（県及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。）	○	○
	引継ぎリスク	82	実施契約期間満了時の業務の引継ぎに関するリスク		○
	施設の性能確保 リスク	83	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続リスク	84	事業の終了（移管）手続きに関する諸費用の増加に関するもの及び SPC を設立した場合の当該 SPC 精算手続きに伴うもの		○
	施設退去リスク	85	契約終了に当たり施設からの退去により発生する費用に関するもの		○

※県によるリスク分担の詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。